

議案第 5 7 号

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第
 号

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第13条　[略] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2　乳児等通園支援事業者</u> <u>は、法第34条の16第4項において</u> <u>準用する法第21条の5の18第</u> <u>4項の規定に基づき、児童対象性暴</u> <u>力等（学校設置者等及び民間教育保</u> <u>育等事業者による児童対象性暴力等</u> <u>の防止等のための措置に関する法律</u> <u>（令和6年法律第69号）第2条第</u> <u>2項に規定する児童対象性暴力等を</u> <u>いう。以下この条において同じ。）</u> <u>を防止し、及び児童対象性暴力等が</u> <u>行われた場合に利用乳幼児を適切に</u> <u>保護するため、児童等対象業務従事</u> <u>者（利用乳幼児と接する業務に従事</u> <u>する者のうち、支配性、継続性及び</u> <u>閉鎖性のある環境の下で当該利用乳</u> <u>幼児に接するものをいう。）に係る</u>	（虐待等の禁止） 第13条　[略] [条を加える。]

<u>犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。</u>	
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。